

＜令和７年度石川県委託訓練（追加分）の受託申請にあたっての主な変更点＞

※令和７年度当初提案時と比較した際の主な変更点を記載

1. 訓練分野の特性に応じたデジタルリテラシーの習得を含む内容の設定

- ・資料２「IT６ 知識等習得コース（プログラミング・WEBデザイン関係）」において下記のとおり文言を削除
（国が定める要領の改正により、デジタル分野の訓練においてもデジタルリテラシーの習得を含むカリキュラムの設定が義務付けられたため。）

【旧】

2. 委託の内容

(1) コース設定・カリキュラム

〔中略〕

なお、次の科目・内容を設定すること。

- ・「就職支援」の科目（時間数は24時間以上とする。）
※ジョブ・カードの作成・活用に関する内容を含めること。就職支援全般に関して、所轄校による指示等がある場合には、当該指示等の内容とする。
- ・（デジタル分野以外の訓練の場合）

訓練分野の特性に応じたデジタルリテラシーの習得を含む内容

※申請にあたって、別紙「デジタルリテラシーチェックシート」及び訓練内容の該当箇所が分かる資料等を提出すること。



【新】

2. 委託の内容

(1) コース設定・カリキュラム

〔中略〕

なお、次の科目・内容を設定すること。

- ・「就職支援」の科目（時間数は24時間以上とする。）
※ジョブ・カードの作成・活用に関する内容を含めること。就職支援全般に関して、所轄校による指示等がある場合には、当該指示等の内容とする。
- ・訓練分野の特性に応じたデジタルリテラシーの習得を含む内容
※申請にあたって、別紙「デジタルリテラシーチェックシート」及び訓練内容の該当箇所が分かる資料等を提出すること。

※この変更に基づき、提出書類に

- ・デジタルリテラシーチェックシート
- ・訓練内容の該当箇所が分かる資料等 を追加